

特別養護老人ホームむつみ苑 月額利用料金表

令和3年10月1日

介護保険負担割合証		1割					2割	3割
介護保険負担限度額認定証		1段階 食費300円 居住費0円	2段階 食費390円 居住費370円	3段階① 食費650円 居住費370円	3段階② 食費1360円 居住費370円	4段階 食費1500円 居住費855円	食費1500円 居住費855円	食費1500円 居住費855円
要介護度3								
日 額	基本単位	712 単位						
	日常生活継続支援加算	36 単位						
	個別機能訓練加算 I	12 単位						
	看護職員配置加算 I + II	12 単位		35,921円	49,721円	57,521円	78,821円	97,571円
	夜勤職員配置加算	16 単位						
	精神科医師定期的療養指導加算	5 単位						
月 額	栄養強化加算	11 単位						
	褥瘡マネジメント加算 I	3 単位						
	個別機能訓練加算 II	20 単位						
	口腔衛生管理加算	110 単位						
	介護職員処遇改善加算 (11%)	2668 単位						
要介護度4								
日 額	基本単位	780 単位						
	日常生活継続支援加算	36 単位						
	個別機能訓練加算 I	12 単位						
	看護職員配置加算 I + II	12 単位		38,185円	51,985円	59,785円	81,085円	99,835円
	夜勤職員配置加算	16 単位						
	精神科医師定期的療養指導加算	5 単位						
月 額	栄養強化加算	11 単位						
	褥瘡マネジメント加算 I	3 単位						
	個別機能訓練加算 II	20 単位						
	口腔衛生管理加算	110 単位						
	介護職員処遇改善加算 (11%)	2892 単位						
要介護度5								
日 額	基本単位	847 単位						
	日常生活継続支援加算	36 単位						
	個別機能訓練加算 I	12 単位						
	看護職員配置加算 I + II	12 単位		40,416円	54,216円	62,016円	83,316円	102,066円
	夜勤職員配置加算	16 単位						
	精神科医師定期的療養指導加算	5 単位						
月 額	栄養強化加算	11 単位						
	褥瘡マネジメント加算 I	3 単位						
	個別機能訓練加算 II	20 単位						
	口腔衛生管理加算	110 単位						
	介護職員処遇改善加算 (11%)	3113 単位						

※ 上記金額は30日間で計算しているため、月によって多少変動します。

※ 上記金額は基本の加算料金を含めた額になっています。別途必要に応じ加算を算定した場合には金額が変動します。

◆ 各種加算のご案内

日常生活継続支援加算	36 単位 /日	新規利用者のうち一定要件を満たす方が一定割合以上、または介護福祉士資格者が常勤換算で一定数以上いる場合に加算します
個別機能訓練加算 I	12 単位 /日	入所者ごとの機能訓練課の計画を立てて、評価、実施します
看護職員配置加算 I + II	12 単位 /日	看護職員が基準を上回っている場合に加算します
夜勤職員配置加算	16 単位 /日	夜勤帯の介護・看護職員が基準を1以上上回っている場合に加算します
精神科医師定期的療養指導加算	5 単位 /日	精神科の医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合に加算します
栄養強化加算	11 単位 /日	入所者ごとの栄養状態等を、継続的に管理し、厚生労働省に情報を提出します
褥瘡マネジメント加算 I	3 単位 /月	入所者ごとの褥瘡の発生と関連するリスクについて評価し、厚生労働省に情報を提出します
個別機能訓練加算 II	20 単位 /月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に情報を提出します
口腔衛生管理加算	110 単位 /月	入所者の口腔の健康の保持をはかり、自立した日常生活を営むことができるよう管理体制を整備し、厚生労働省に情報を提出します
介護職員処遇改善加算	合計単位の11% /月	各加算を含むサービス費合計(月額)に11%(処遇改善8.3%+特定処遇改善2.7%)を乗じた額を加算します
初期加算	30 単位 /日	初めて入所された日、もしくは30日以上入院後に再入所した場合、30日を限度に加算します
外泊時加算	246 単位 /日	外泊された際に基本料金に替えて加算します
看取り加算 II	8108 単位 (最大)	医師より看取り状態であるとされた方が亡くなったとき、45日を限度に加算します
配置医師緊急対応加算	1300 単位 (最大)	緊急で医師が施設に赴き、診療を行った場合加算します
経口維持加算 (I)	400 単位 /日	利用者の経口摂取を継続するため計画を立て、多職種で連携した場合に加算します
経口維持加算 (II)	100 単位 /日	経口維持加算 (I)に加えて、より専門的な職種が加わり連携した場合に加算します